

[事案 26-88] 契約無効請求

・平成 27 年 1 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

養老保険について、募集人の不法な勧誘を理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 7 月に自分の子供を被保険者として養老保険に 2 件加入したが、以下のとおり、不法な勧誘があったので、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 積立貯蓄を希望したが、元本割れをする商品への申込みをさせられた。(主張①)
- (2) 網膜色素変性症を患う身体障害者であること等を募集人に告げ、口頭での重要事項の説明を要請したが、募集人は応じず、重要事項説明を受けていない。(主張②)
- (3) 被保険者同意書と告知書の被保険者の署名は、募集人の強い要請で、自分が書いたものである。(主張③)
- (4) 配偶者名義の銀行口座より保険料を支払うための申込書は、募集人の指示に従い、配偶者の了解なしに、自分が記入したものである。(主張④)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込みの意思表示に保険金額についての錯誤は認められず、仮にあったとしても、重大な過失が認められるので、本契約は有効なものと判断している。
- (2) 保険契約内容の説明の過程において、視覚障害者である申立人に対して、募集人が説明上の配慮を欠いていた可能性が否定できないことから、和解に応ずる用意がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人の主張①は、民法 95 条にもとづき、錯誤による無効を求めるものと判断する。
- (2) 主張③は、保険法 38 条にもとづき、被保険者の同意を欠くことによる無効を求めるものと判断する。

2. 主張①について

申立人が子供のために貯蓄を希望していたことから、申立人が錯誤して加入した可能性が否定できないが、申込書の記載から保険金額が払込保険料総額を下回することは容易に試算でき、また、争いはあるが、説明に使用されたと推認できる保障設計書の記載から解約返戻金が払込保険料総計を下回することは容易に知りえたといえる。加えて、申立人の眼の状態が、保障設計書や申込書の内容を認識するのが困難であったとしても、積立貯蓄のような元本割れしない商品を希望しながら保険に加入するのであれば、元本割れの有無について募集人や家族に確認すべきであり、そのことは容易にできたといえる。

したがって、申立人は錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといわざるをえない。

3. 主張②について

募集人は、申立人の眼の症状について見えづらいということは聞いたが、申立人の言動より募集資料について理解できていると判断し、見えないから説明してほしいとの要請もなかった旨述べており、両者の言い分は異なることから真偽は明らかではなく、申立人の主張のみでは申立人の主張は認められない。

4. 主張③について

事情聴取において、募集人は、被保険者と会って面前で署名をしてもらった旨述べており、両者の言い分は異なることから真偽は明らかではなく、申立人の主張のみでは申立人の主張は認められない。

5. 主張④について

配偶者の収入で生計が営まれている場合に申立人に委ねられていると一般に認められる範囲の家計の支出のため、申立人が配偶者の承諾を得ずに口座払込利用の申込みをしたとしても、そのことにより申込みが無効となるものではなく、契約の効力にも影響しない。

6. 和解について

当審査会の判断は、以上のとおりだが、申立人の眼の状態は、募集人が理解したとする程度であったとは認められず、申立人が募集人に説明した眼の状態は、募集資料を一般人と同様には認識できないことが十分に窺える程度であったものと認められ、募集人は申立人の眼の状態に対する配慮を欠いたものと認められる。また、申立人が積立貯蓄希望であることを募集人も認識していながら、保険金額が払込保険料を下回る本契約を勧誘しており、当初の要望に沿わない内容に申立人が納得したといえる理由も見当たらず、申立人の要望に沿った勧誘が行われていない可能性を否定できないことなどから、本件は和解により解決を図ることが相当である。